

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 2 4 日

都道府県旅行業担当者 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長
観光庁参事官（旅行振興）

白タク行為及び違法ハイヤーへの対応について（要請）

国土交通大臣の許可を受けずに、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する「白タク行為」については、道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第78条違反となり、同法第96条第1号又は第97条第1号若しくは第5号の罰則の対象となります。

また、許可を有するハイヤー事業者においても、発地及び着地のいずれもが許認可を受けた営業区域外に存する旅客の運送（営業区域外旅客運送）については、道路運送法第20条違反となり、同法第98条第6号の罰則の対象となります。このほか、許可条件違反（客引き等）や名義貸しが疑われる事例も見られています。

なお、旅行業者がこれらの行為及びそれをほう助する行為を行うことは、道路運送法違反であるのみでなく、旅行業法第13条第3項第2号の「旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供」に該当し、同法第19条第1項の規定に基づく行政処分の対象となります。

今般、旅行予約サイト等を介して「白タク行為」及びハイヤー事業者による営業区域外旅客運送が疑われる事例が確認されています。こうした状況を踏まえ、日本国内の法令に抵触する恐れのある車両が手配可能な状態となっている場合には、直ちに是正してください。

あわせて、今後の旅行予約サイト等における掲載・斡旋にあたっては、日本国内で有効な事業許可を有していることを証する書類（事業許可証の写し等）及び営業区域が確認できる書類（事業許可証又は事業計画変更認可書の写し等）を事前に確認する等、法令に抵触していないことを精査の上で、対応いただくようお願いいたします。